

△招 集

川越地区消防組合告示第十四号

令和六年川越地区消防組合議会第五回臨時会を次のとおり招集する。

令和六年十二月十九日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 令和六年十二月二十六日 午後一時

二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

三 付議事件

(一) 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

(二) 川越北消防署訓練塔新築工事請負契約について

(三) 支援車の取得について

(四) 令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）

△会 期

令和六年十二月二十六日 一 日 間

△議事順序

午後一時開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

矢内 秀憲 議員

牛窪 喜史 議員 を指名する。

三、日程第五以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第五回臨時会を閉会する。

△議事日程

令和六年十二月二十六日 午後一時開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 議案第一五号 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川

越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条

例の一部を改正する条例を定めることについて

日程第六 議案第一六号 川越北消防署訓練塔新築工事請負契約について

日程第七 議案第一七号 支援車の取得について

日程第八 議案第一八号 令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第二

号）

△議場に出席した議員（二三人）

第一番 為水 順二 議員 第二番 小峯 松治 議員

第三番 矢内 秀憲 議員 第四番 小ノ澤哲也 議員

第五番 牛窪 喜史 議員 第六番 村山 博紀 議員

第七番 栗原 瑞治 議員 第八番 吉敷賢一郎 議員

第九番 中村 文明 議員 第一〇番 小高 浩行 議員

第一一番 小林 薫 議員 第二二番 柿田 有一 議員

第二三番 片野 広隆 議員

△欠席議員（なし）

△地方自治法第二百一十一条第二項の規定による議場に出席した理事者

管理者 川合 善明

副管理者 飯島 和夫

〃 栗原 薫

会計管理者 嶋崎 鉄也

消防局長 浅見 篤

次長 武笠 浩

〃 大谷 清秋

川越北消防署長 竹内 太

川越中央消防署長 神山 玲之

川越西消防署長 長澤 俊幸

川島消防署長 木村 寛

総務課長 落合 昭仁

予防課長 杉浦 力也

警防課長	水村泰之
救急課長	本澤哲
指揮統制課長	小久保和徳
新消防庁舎建設準備室長	山本雄一

△議場に出席した職員

書記長	黒澤博行
書記	田中尚
〃	原田剛
〃	瀬沼健

△開 会（午後一時十一分）

○小ノ澤哲也議長 出席議員が定足数に達しておりますので、令和六年川越地区消防組合議会第五回臨時会の議会は成立しております。

これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○小ノ澤哲也議長 直ちに会議を開きます。

日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第五回臨時会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第五回臨時会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○小ノ澤哲也議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。管理者より議案提出書が送付されましたので、書記に朗読させます。

（原田 剛書記 朗読）

川消総発第五九九号

令和六年十二月二十六日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲也様

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

議案の提出について（通知）

令和六年本組合議会第五回臨時会に、次の議案を提出いたします。

記

一 川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度

任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

二 川越北消防署訓練塔新築工事請負契約について

三 支援車の取得について

四 令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）

○小ノ澤哲也議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○小ノ澤哲也議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

管理者より通知のありました出席者につきましては、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会発第五三号

令和六年十二月十九日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明 様

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲 也
出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、十二月二十六日午後一時開会の川越地区消防組合議会第五回臨時会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第五九〇号

令和六年十二月二十六日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲 也 様
川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

出席通知書

要求により、令和六年本組合議会第五回臨時会に、別紙の者が出席します。

管理者	川 合 善 明
副管理者	飯 島 和 夫
〃	栗 原 薫
会計管理者	嶋 崎 鉄 也
消防局長	浅 見 篤 篤
次 長	武 笠 浩 浩
〃	大 谷 清 秋
川越北消防署長	竹 内 太 太
川越中央消防署長	神 山 玲 之
川越西消防署長	長 澤 俊 幸
川島消防署長	木 村 寛 寛
総務課長	落 合 昭 仁
予防課長	杉 浦 力 也
警防課長	水 村 泰 之

令和六年川越地区消防組合議会第五回臨時会会議録

救急課長 本澤 哲
指揮統制課長 小久保 和 徳
新消防庁舎建設準備室長 山 本 雄 一

△日程第四 会議録署名議員指名について

○小ノ澤哲也議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされた川越市議会会議規則第八十八条の規定により、

矢 内 秀 憲 議員
牛 窪 喜 史 議員
を指名いたします。

△日程第五 議案第一五号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

○小ノ澤哲也議長 日程第五、議案第十五号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一五号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和六年十二月二十六日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明をお願いします。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第十五号、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、職員の給与を改定するため、川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、会計年度任用職員を含む一般職の職員の給料月額の上上げ等を行うものでございます。

なお、この条例の施行期日を公布の日とし、給料月額の上上げを令和六年四月一日から適用しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第六 議案第一六号 川越北消防署訓練塔新築工事請負契約について

○小ノ澤哲也議長 日程第六、議案第十六号、川越北消防署訓練塔新築工事請負契約についてを議題といたします。

議案第一六号

川越北消防署訓練塔新築工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条において準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を求める。

令和六年十二月二十六日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明をお願いします。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第十六号、川越北消防署訓練塔新築工事請負契約について、提案理由を御説明申し上げます。

契約の目的は、川越北消防署訓練塔新築工事で、令和六年十一月二十二日の二業者による一般競争入札の結果により、落札業者の川木建設株式会社と消費税等を含め八億二千三百七十九万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

工事概要、入札結果等につきましては、議案第十六号参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第七 議案第一七号 支援車の取得について

○小ノ澤哲也議長 日程第七、議案第十七号、支援車の取得についてを議題といたします。

議案第一七号

支援車の取得について

次のとおり支援車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条において準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

令和六年十二月二十六日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

令和六年川越地区消防組合議会第五回臨時会会議録

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明を願います。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第十七号、支援車の取得について、提案理由を御説明申し上げます。

現在、川越西消防署名細分署に配備されております支援車につきましては、平成十九年二月二十八日に購入し、十七年九か月が経過しており、著しく老朽化しておりますことから、今回、更新をお願いしようとするものでございます。

車種は日野、四サイクルディーゼルエンジンで、全長九千八百七十ミリメートル、全幅二千四百九十ミリメートル、全高三千五百五十ミリメートル、総排気量五千二百三十cc、乗車定員は五人でございます。

主な装備としましては、給湯設備、厨房設備、温水シャワー設備、トイレ設備を装備した車両でございます。

令和六年十月三十一日の五業者による指名競争入札の結果により、落札業者の埼玉消防機械株式会社西部営業所から消費税等を含め一億二千五百七十三万円で取得しようとするものでございます。

取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案第十七号参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。

小高浩行議員。

（小高浩行議員登壇）

○小高浩行議員 議長のお許しをいただきましたので、議案第十七号、支援車の取得について質疑をさせていただきます。

一点目として、改めまして支援車とはどのような車両で、取得の目的は何か、確認の意味でお伺いいたします。

二点目として、支援車の仕様の規格はどうなっているのかお伺いします。

三点目として、現在の支援車と比べて仕様にどのような違いがあるのかお伺いいたします。

四点目として、支援車はこれまでどのような災害に何回くらい出場したのか、また、どんな役割を果たしたのかお伺いします。

五点目として、県内に同様の車両が何台あり、今回の支援車の仕様を決めるに当たって他市を参考とした例はあるのかお伺いして、一回目といたします。

(水村泰之警防課長登壇)

○水村泰之警防課長 御答弁申し上げます。

初めに、支援車とはどのような車両で、取得の目的は何かについてでございますが、空調付き休憩スペースやトイレなどを備え、食料や宿営用資機材などを積載し、災害現場で活動する隊員を支援するための車両でございます。当組合管内における大規模災害などが発生したときや緊急消防援助隊で県外の被災地に派遣されたときの隊員の後方支援をすることを目的とした車両でございます。

次に、支援車の仕様の規格はどうなっているのかについてでございますが、総務省消防庁により緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な計画に基づき規格が定められております。主な装備として給湯設備、厨房設備、トイレ設備などを装備することとされています。

次に、現在の支援車と比べて仕様にどのような違いがあるのかについてでございますが、荷室に跳ね上げ式のベッドや冷暖房を完備した休憩スペースとし、さらに、大規模災害時に作戦対策室としても使用できるようにしたことでございます。

次に、これまでにこういった場合に何回くらい出動したのか、また、どんな役割

を果たしたかについてでございますが、取得から現在までに当組合で発生した火災などの災害における支援車の活動は十三件でございます。当組合管内で出動した主な災害ですが、平成二十七年六月に菓子屋横丁における建物火災、令和元年十月の台風十九号、令和五年八月に組合管内で連続三件発生した建物火災に、それぞれ後方支援で出動しています。また、緊急消防援助隊では、平成二十三年に東日本震災で後方支援隊として岩手県、福島県に出動しています。

後方支援の役割でございますが、災害現場で活動する隊員に対し給食、給水、衛生管理を行います。特に近年、夏季における猛暑対策として、災害現場においては車内を休憩スペースとして活用し、しっかりと休息を取れるよう労務管理を行い、熱中症などの体調不良者の発生を防いでおります。

最後に、県内に同様の車両が何台あり、今回の支援車の仕様を決めるのに他市で参考とした例はあるかについてでございますが、県内に同様の車両は当組合を含めて六台ございます。当組合の仕様を決めるに当たり、他市消防本部の荷室を休憩室兼用とし、冷暖房や跳ね上げ式ベッドを装備する仕様などを取り入れたことでございます。

以上でございます。

(小高浩行議員登壇)

○小高浩行議員 それぞれ御答弁をいただきました。

支援車の取得目的が地震災害などの現場への緊急消防援助隊の派遣や大規模火災発生時の消防隊員の支援であることや車両の仕様の規格について総務省消防庁より定められていること、また、現在の支援車は組合管内の火災等に十三件、東日本大震災の発生時に複数回出動し、後方支援において隊員の皆さんの給食、給水、衛生管理に活躍し、近年では隊員の熱中症予防など猛暑対策にも役立っていること、並びに県内には同様な支援車が六台あることを理解いたしました。

二回目に、具体的な設備などについて確認をさせていただきます。

六点目として、トイレはどのような方式で、何回くらい利用できるのかお伺いし

ます。

七点目として、リフト機能があるようですが、どのような荷物を運ぶことを想定しているのか、また、その量はどれくらい重さまでなのかお伺いします。

最後に、八点目として、他市町村の消防機関などと協力する際に、支援車が果たす役割はどのようなことなのかお伺いして、私の質疑といたします。

（水村泰之警防課長登壇）

○水村泰之警防課長 御答弁申し上げます。

まず、初めに、トイレはどのような方式で何回使用できるのかについてでございますが、水を使用せず排泄物を一回ごとに密封する方式で、毎回、個包装で切り離すため、清潔に使用することができるとでございます。排泄物を密封するフィルムロールは取替式で、一ロールで五十回程度使用可能でございます。

次に、リフト機能があるが、どのような荷物を運ぶことを想定しているのか、また、その積載量についてでございますが、緊急消防援助隊で必要となる後方支援用資機材としてエア Tent 及びエアコン、発電機などの関連資機材や寝袋、折り畳みベッド、毛布のほか、一週間分の食料と調理器具などをカーゴ台車八台に積載し搬送します。そのため、荷台にカーゴ台車を積載するためリフト機能が必要であり、荷台の最大積載量は約二千キログラムを見込んでおります。

最後に、他市町村の消防機関と協力する場合の支援車の役割についてでございますが、支援車は緊急消防援助隊後方支援部隊として登録されており、被災地において消防部隊、救助部隊及び救急部隊などが長期間活動することを可能とするため宿営用資機材や食料などの輸送や補給活動などを行う後方支援としての役割を担っております。

以上であります。

○小ノ澤哲也議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第八 議案第一八号 令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）

○小ノ澤哲也議長 日程第八、議案第十八号、令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案第一八号

令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）

令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億二千五百五十万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九十七億一千二百五十六万六千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第二条 地方債の変更は、「第二表地方債補正」による。

令和六年十二月二十六日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明を願います。

(浅見 篤消防局長登壇)

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第十八号、令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算(第二号)につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案書十八のページを御覧いただきたいと存じます。

第一条第一項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億二千五十六万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九十七億一千二百五十六千円にしようとするものでございます。

第二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、十八の二ページの第一表歳入歳出予算補正の金額にしようとするものでございます。

第二条、地方債の補正は、起債の限度額を歳入予算補正後の組合債の金額に合わせ、十八の三ページの第二表地方債補正の金額に変更しようとするものでございます。

続きまして、別冊の令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書(第二号)により御説明申し上げます。

初めに、三ページの歳出を御覧いただきたいと存じます。

常備消防費でございます。常備消防費一億一千九百七十六万九千円の追加は、給与改定に伴い職員人件費の増額をしようとするものでございます。

次に、非常備消防費でございます。川島非常備消防費二百八十万円の減額は、川島町消防団施設管理等の事業費の確定に伴い減額をしようとするものでございます。

次のページに移りまして、水利施設費でございます。川島水利施設費三十八万円の減額は、川島町水利施設管理の事業費の確定に伴い減額をしようとするものでございます。

次に、公債費でございます。元金三百九十四万円の追加は、令和五年度に購入いたしました消防ポンプ自動車の元金償還に伴い、川島町分元金償還金の増額をしようとするものでございます。

うとするものでございます。利子三万六千円の追加は、令和五年度に購入いたしました消防ポンプ自動車の利子償還に伴い、川島町分利子償還金の増額をしようとするものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

二ページの歳入を御覧いただきたいと存じます。

繰越金一億一千九百七十六万九千円の増額は、前年度剰余金の追加をしようとするものでございます。

次に、消防債五十万円の増額は、川島非常備消防事業債として消防ポンプ自動車の事業費の確定に伴い増額をしようとするものでございます。

次に、消防費国庫補助金につきましては、歳入科目を新たに設定し、二十九万六千円を計上いたしました。消防団設備整備費補助金といたしましてジョイクラフトゴムボート六艇(川島町消防団)の整備に係る国庫補助の採択に伴うものでございます。

以上、御説明申し上げました内容が、一ページにございます歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、五ページ以降にございます附表一、給与費明細書、附表二、地方債に関する調書につきましては、説明は省略させていただきますと存じます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもつて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△議員提出議案提出

○小ノ澤哲也議長 提出者、小峯松治議員、賛成者、矢内秀憲議員ほか九人の議員より議員提出議案第一号、川越地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについてが提出されました。所定の手続は整っております。よって、これを日程第九として日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

△日程追加

日程第九 議員提出議案第一号 川越地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

○小ノ澤哲也議長 日程第九、議員提出議案第一号、川越地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについてを議題といたします。

（原田 剛書記 朗読）

議員提出議案第一号

川越地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて
川越地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和六年十二月二十六日提出

提出者	川越地区消防組合議会議員	小峯 松 治
賛成者	同	矢 内 秀 憲
同	同	牛 窪 喜 史
同	同	村 上 博 紀

令和六年川越地区消防組合議会第五回臨時会会議録

同	栗 原 瑞 治
同	吉 敷 賢 一 郎
同	中 村 文 明
同	小 高 浩 行
同	小 林 薫
同	柿 田 有 一
同	片 野 広 隆

△提案理由の説明（小峯松治議員）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明を願います。小峯松治議員。

（小峯松治議員登壇）

○小峯松治議員 ただいま上程になりました議員提出議案第一号、川越地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則を定めることにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、川越地区消防組合議会会議規則の形式を縦書きから横書きへ改めるとともに用字及び用語の整備を行うため、川越地区消防組合議会会議規則の一部を改正しようとするものでございます。

なお、この規則の施行期日は、令和七年一月一日としようとするものでございます。

議員各位におかれましては、なにとぞ速やかに御議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△閉 会

○小ノ澤哲也議長 以上をもって川越地区消防組合議会第五回臨時会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後一時四十一分 閉会

△会議の結果

日程第一

会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二

議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第三

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第四

会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第五 議案第一五号

川越地区消防組合消防職員の給与に関する条例及び川越地区消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

日程第六 議案第一六号 川越北消防署訓練塔新築工事請負契約について

原案可決

日程第七 議案第一七号 支援車の取得について

原案可決

日程第八 議案第一八号 令和六年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）

原案可決

日程第九 議員提出議案第一号 川越地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて

原案可決